

【事案 22-36】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

加入時に募集人に病気による通院を告げたので告知義務違反解除は納得できないとして、加入のきっかけとなった夫契約の契約転換前への復活と、自分の契約の取消し及び既払込保険料の返還を求めるもの。

<申立人の主張>

夫が契約していた生命保険（昭和 63 年 10 月契約）があり、同保険に付加されていた医療特約、災害特約に本人・妻型として私もその被保険者であった。夫の契約が古くなったことから、営業担当者から契約転換を勧められ平成 19 年 11 月に転換したが、当時、相手方会社では家族型の特約が取り扱われていなかったことから、自分の医療保障がなくなってしまった。

そこで、医療保障が必要であると考え、19 年 12 月、新たに自分を被保険者とする医療終身保険に加入した。その際、当時うつ病の治療を受けていたので、その旨を営業担当者に告げたところ、担当者から、告知書に記載しなくても良いとの助言を受けたので、治療の事実を告知書には記載せず加入した。その後、21 年 7 月に 2 カ月ほど入院したので、入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。

しかし、加入時にはうつ病で治療を受けていたことを営業担当者に口頭で伝えたところ、担当者から告知しなくても良いとの助言を受けた経緯があり、担当者の意図的になされた悪意のある勧誘としか考えられず、契約解除には納得できない。夫の保険を転換前の契約に戻し、本件契約をなかつたことにして既払込保険料を返還して欲しい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人は告知義務に違反しており、募集人は不実告知の教唆はしていないので、解除は有効であり、転換前契約を復活して既払込保険料の返還をする法的義務はない。

- (1) 申立人は本件保険契約の申込に際し、当社職員らに自らがうつ病で通院している旨を伝え、告知書への記載にあたっては、担当職員から、すべて「いいえ」を選択するよう指示を受けたなどと主張するが、このような事実は全く存しない。
仮に、当初から、自らの疾病につき申告を行っていたのであれば、当社職員らにおいて、申立人(妻)が医療特約の保障から外れることになる(夫の)転換後契約の締結手続を勧めるはずがない。
- (2) 申立人の夫の契約転換に伴い、申立人が夫の契約の被保険者から外れることについて、申立人は、「他社の保障があるから問題ない。自分は病気も怪我もしたことがないから大丈夫である」等と述べ、夫の転換後契約の締結手続を進めていくことを了承した。
- (3) 申立人は、本件契約の加入に当り、「契約申込書」、「意向確認書」に記載・署名し、「告知書」による告知を行ったが、担当職員が告知書記載の質問事項を読み上げ、これに申立人が回答・記載する形で行われた。担当者らは事前に通院事実を聞いていたことなどないし、告知書の全ての質問事項に対して、「いいえ」に○を付すよう指示したような事

実も一切ない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づいて審理した。

審理の結果、下記1. のとおり申立人の請求は認められないものの、下記2. の募集人と申立人の双方の責任を勘案し、和解することが相当であると判断し、生命保険相談所規程41条第1項により、和解案を当事者双方に提示しその受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張について

(1) 夫の転換前契約の復活について

①本件保険契約と申立人の夫の転換契約は契約時期を異にし、本件保険契約を転換の条件とした事実も認められず、本件契約が仮に何らかの原因で無効あるいは取り消されたとしても、夫の転換後の契約の効力には影響はなく、転換前契約の復活を認めることはできない。

②また、申立人は、夫の保険契約の契約者ではないので、その転換前契約の復活を求むる地位にないことから、夫の転換前契約の復活は認められない。

(2) 本件契約の解除の効力

①申立人は、実際には毎月1ないし2回病院に通院し、治療、投薬を受けていることから、告知書に虚偽の記載をしたことは明らかであり、告知義務に違反するので、相手方は本件契約を解除することができる。

②また、事情聴取の結果等によっても、募集人に積極的な不告知教唆の事実を認めることはできず、相手方会社のなした本件契約解除を無効であるとすることはできない。

2. 和解の提案

(1) 募集人の問題

①募集人が夫の契約の転換を勧めた際に、転換前契約では申立人が疾病等の医療に関する特約の被保険者であったにもかかわらず、新契約ではこれが外れることに十分配慮しなかった。

②当該契約の際の告知等に関する説明文書も、申込みの直前に交付し、重要事項を改めて読む時間も与えなかった。

(2) 申立人の問題

申立人は夫を代理して夫の転換契約の説明を受け、既往症がある場合には新たな契約ができない場合があることを説明した文書の交付を受けており、申立人は既往症の存在を十分に認識していたのだから、夫の契約を転換した場合、自分が無保険になり、新たな契約ができない可能性もあることを認識できる立場にあったので、不告知の事実を考慮併せると、申立人の責任も大きい。